令和２年　№55

〇東京学芸大学組織再編検討委員会規程の制定

改正理由

　本学における教育研究組織の再編に向けて必要な事項を検討するため，必要な事項を定めるものである。

承認経過

　令和２年10月14日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学組織再編検討委員会規程を次のように制定する。

令和２年10月15日

国立大学法人東京学芸大学長

國　分　　充

令和２年規程第31号

東京学芸大学組織再編検討委員会規程

東京学芸大学組織再編検討委員会規程を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学組織再編検討委員会規程

（令和２年10月15日
規　程　第 31 号）

（設置）

第１条　東京学芸大学（以下「本学」という。）に，東京学芸大学組織再編検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　委員会は，本学における教育研究組織の再編に向けて，必要な事項を検討することを目的とする。

（検討事項）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる事項を検討する。

(1) 学部の教育研究組織の再編に関する事項

(2) その他教育研究組織の再編に必要な事項

（組織）

第４条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長

(2) 学系長

(3) 各講座から選出された者　各１名

(4) 事務局長

(5) その他学長が指名する者　若干名

２　前項第３号及び第５号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は前条第１項第１号の委員のうちから学長が指名し，副委員長は前条第１項各号の委員のうちから委員長が指名する。

２　委員長は，委員会を招集し，議長となる。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

（会議）

第６条　委員会は，委員の２分の１以上の出席がなければ，会議を開くことができない。ただし，第４条第１項第３号及び第４号の委員については，当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

（委員以外の者の出席）

第７条　学長は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べることができる。

２　委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第８条　委員会は，必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

２　ワーキンググループに関し必要な事項は，委員会が別に定める。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は，関係部課等の協力を得て，学長室が処理する。

（規程の改廃）

第１０条　この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て，学長が定める。

（補則）

第１１条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営等に関し必要な事項は，委員会が定める。

附　則

１　この規程は，令和２年 10 月 15 日から施行する。

２　この規程は，令和５年３月 31 日限り，その効力を失う。

３　この規程施行後，第４条第１項第３号及び第５号の規定により最初に選出される委員の任期は，同条第２項の規定にかかわらず令和３年３月 31 日までとする。